

「フルオピコリド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「フルオピコリド」については平成17年12月2日付けで農薬取締法に基づく登録の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）フルオピコリド

本薬は、新規に申請された殺菌剤であり、ばれいしょへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。また、米国、EU等において登録申請中である。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「フルオピコリド」の食品中の残留基準設定について検討する。